

## 2024年度 豊岡市ふるさと納税に伴う返礼品協力事業者募集要項

### 1 目的

この要項は、ふるさと納税制度を活用し、本市への寄附促進及び本市の魅力や地元製品のPR、販売促進を図るため、本市へのふるさと納税を行った寄附者に対し返礼品の提供を行う返礼品協力事業者（以下「協力事業者」という。）の登録について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 協力事業者の要件

登録できる協力事業者は、次に掲げるすべての要件を満たしたものであることとする。

- (1) 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 市内に本社（本店）または事業所を有する法人、団体又は個人事業者等であること。ただし、兵庫県が兵庫県の区域内の複数の市町において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町を認定し、当該物品を当該市町がそれぞれ返礼品等とする場合又は、総務省告示第179号第5条第2号に該当する場合（豊岡市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること）はこの限りではない。
- (3) 市税の滞納がないこと。（「市税の滞納がないことの証明書」を提出）
- (4) ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請書兼誓約書を提出すること。
- (5) ふるさと納税受付ホームページ掲載写真等の提供に協力できること。
- (6) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同2条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### 3 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げるすべての要件を満たしたものであることとする。

- (1) 本市の魅力や特産品のPRにつながるものであること。
- (2) 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。  
（期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うこととする。）
- (3) 食品については、返礼品の発送日から賞味期限までに一定の期間を有しているものであること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではない。
- (4) 令和4年6月23日付け総務省告示第55号「ふるさと納税に係る返礼品の送付について」により通知された「4. 地場産品基準（告示第5条関係）」や総務省告示第179号第5条当を遵守し、ふるさと納税の返礼品としての基準を満たしたものであること。

#### 【地場産品基準の例】

- 一 市内において生産されたものであること。
- 二 市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 市内の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち 主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市町の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

七 本市において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。

七の二 本市において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

#### 4 登録申込み

協力事業者及び返礼品の登録・申込みは、環境経済課の指定する書類を提出することにより行う。

#### 5 受付期間

登録申込みの応募受付は、随時行う。

#### 6 登録の決定

登録申込みのあった協力事業者及び返礼品については、採用の可否を総務省の地場産品基準審査及び本市関係部署との協議を経て決定する。

#### 7 その他留意事項

協力事業者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 本事業に参加するにあたっては、環境経済課と協議を行い、また、その指示に従うこと。
- (2) 本事業で知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守すること。
- (3) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。
- (4) 返礼品の発送及び品質に関して寄附者から苦情等があったときは、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情の内容について市に報告すること。この場合において、品質等による保証や苦情対応について、市は一切責任を負わないものとする。
- (5) ふるさと納税に係る返礼品として豊岡市が発注する場合にのみ対象となるものであり、それ以外の物品等の購入等で本市からの発注対象となる為には、豊岡市物品等競争入札資格が別途必要となるものであること。
- (6) 本要項は、ふるさと納税制度改正等の事情により、変更する場合がある。

#### 8 申込み先

〈豊岡市役所 環境経済課 商工振興係〉

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

TEL:0796-23-4480 FAX:0796-24-7801

E-mail: furusatouzei@city.toyooka.lg.jp